



北海道一斉海岸調査 2016

調査要領

1. 調査に必要なもの

【調査海岸の地図】

以下からダウンロードしてご使用下さい。

<http://www.gsh.hro.or.jp/download/shore/>

北海道海岸環境情報図 ver1.06 (PDF 版) [ZIP 形式圧縮ファイル : 32.9MB]

取りまとめの際の労力軽減のため、地図や野帳はできる限り統一したいと考えております。ご協力をお願い致します。ただし、ダウンロードが困難な方は、国土地理院発行の1/25,000や1/50,000の地形図、または環境省（環境庁）発行の自然環境保全基礎調査用メッシュマップ（1/50,000）等を使用されても構いません。

地図への記入例は以下からご覧頂けます。念のため、プリントして調査に持参されると良いでしょう。

記入例 : <http://www.wbsj-okhotsk.org/beachcensus/cbs.htm>

【調査野帳】

調査野帳も統一致しますので、ご協力下さい。

以下からダウンロードしてご使用下さい。

<http://www.wbsj-okhotsk.org/beachcensus/cbs.htm>

記入例はPDFファイルに付記されているほか、上のページからもご覧頂けます。一見して難しそうですが、すぐに慣れますので大丈夫です。「実習」というような心構えで、焦らずじっくりやってみてください。

記入方法が分からない場合は、余白や裏面などを利用して、可能な限り詳細な情報を残し、「**自分以外の第三者が読んでもそこで何が合ったか分かるように**」心がけて下さるよう、お願い致します。

【メモ帳・筆記用具】

慣れている方は、現場では携帯性に優れた小型のフィールドノートに記入し、帰宅後、正式な野帳に必要な項目を書き写して提出する、あるいはエクセルファイルに必要事項を入力して頂き、**データとして提出**されても構いません。無理なく続けられるよう、ご自身のやりやすいやり方で行ってください。

【双眼鏡、望遠鏡、カウンター等の観察用具】

漂着物調査と同時に、簡単な野鳥のカウント調査も行って頂きます。双眼鏡は必携です。望遠鏡は状況や体力に応じて適宜使用して下さい。カウンターは必携ではありませんが、あると便利です。

【油性マジックペン】

原則として死体の回収は行いませんが、個人的な調査での回収など、何らかの回収物があった場合、ジッパー袋の外側に「回収日」、「回収場所・ポイント（例：能取一③）」、「回収者氏名」を明記するために使います。これらのデータが無ければ、回収物の価値が半減します。忘れやすいため、必ず現場で記入するクセを付けて下さい。袋に直接書かずに、荷札などを利用したり、データを書いたメモ用紙を同封するという方法もあります。必要な情報が分かればいずれでも構いません。

【アルミホイル】

原則として油サンプルの収集は行いませんが、もし独自に収集される場合、油が直接ビニール袋に触れてしまうと成分が変化してしまい、分析に支障を来す恐れがあります。このため、まずアルミホイルにしっかり包んでから袋に収納するようにしてください。一般的な家庭用のアルミホイルで構いません。

【ビニール等の袋】

ジッパー付きの冷凍保存用バッグを各サイズ複数枚携帯されると非常に便利です。

【カメラ】

調査地の環境や調査状況等の写真は不要ですが、鳥獣の死体や油関係の漂着物等、重要な発見があった場合には必ず様々な角度から写真を撮影してください。

写真はデジタルカメラを用い、メールに添付かファイル転送サービスを利用、あるいはCDに焼くなどして、デジタルデータで提出して下さい。

撮影例はこちらからご覧頂けます。

<http://www.wbsj-okhotsk.org/beachcensus/cbs.htm>

【ゴム手袋・マスク】

死体などに触れる際は使い捨てのゴム手袋・マスクを着用してください。

2. 調査マニュアル

【調査期間】

調査期間は2016年4月1日～5月31日までの2ヶ月間とします。

一斉調査日は特に設けません。上の期間内に1回以上、調査を実施して下さい。

期間内に複数回実施できる場合は、可能であれば場所を変更し、より広域をカバーして下さい。お願い致します。ただし、同じ場所を複数回調査されても構いません。同じ海岸でも漂着物は日々変わります。その変化を感じ、記録することも重要なことです。

なお、調査時間の制限はありません。ご自分のペースで、焦らず、慌てず、じっくりと行ってください。また、ごく短時間の調査でも必ずご報告下さい。

岩礁など歩くことが困難な地形の場合は、決して無理をせず、遠望の利く安全な場所から望遠鏡などを利用して、漂着物の有無、周辺の野鳥などを確認して下さい。

【調査人員】

調査員は何名でも構いません。

「調査」という名前に縛られず、地域のお仲間やご家族で気軽に海岸散歩を楽しみながら実施して頂ければと思います。

【調査範囲・距離】

調査範囲や距離は特に決めません。何 m でも何 km でも構いません。

ご自身でアクセスしやすい場所を決め、無理のない方法で実施してください。

ただし、調査した区間が確実に分かるよう、図面上にはっきりと示してください。

調査の結果、漂着物等の発見がなかった場合も、調査区間を明記の上ご報告下さい。

海岸を歩く方法での調査を基本と考えていますが、地形的に歩くことが困難な場所、あるいは河口や港湾部などについては、定点を設けて周辺の漂着物の様子や沿岸性鳥類のカウントを実施してください。

【調査の方法】

海岸線をジグザグに歩いて、次のような漂着物を探し、見つけたら必要事項を野帳に記入し、撮影を行います。

- 海鳥や海獣類、その他生物の死体・骨など（油の付着に関わらず）
- オイルボール（塊～ムース状など様々な種類があります）
- 油が付着したロープや漁網
- その他特筆すべき漂着物（ドラム缶、オイル缶など）

また同時に、周辺の海上・海岸にいる鳥の種類とおおよその数を調べます。

調査中に出現したものを随時記録していく方法だと煩雑になってしまいがちです。

このため、始点と終点あるいはそのどちらかなど、一度または二度カウントを行う方法をおすすめします。ただし、この場合も途中で大きな群れが出現するなど特筆すべき確認があった場合は、その都度、追加で記録するようにして下さい。

【鳥の死体やオイルボールなどの漂着物を発見した場合】

まず、必要な情報を野帳に記入し、様々な角度から撮影を行います。

鳥の死体の場合、油の付着に関わらず、必ず撮影を行って下さい。

油の付着があるかどうか、様々な角度から詳細に観察し（死体を扱う場合は必ずゴム手袋やマスクなどを装着して下さい）、付着が認められた場合はそれに関わる部分について野帳に記入して下さい（食害の有無や個体の状態など：記入例参照）。

【回収（サンプリング）についての考え方】

鳥インフルエンザ等の感染症の拡散を防ぐため、当面の間、野鳥の死体は死因（交通事故等）が明らかな場合を除いて回収しないこととします。死体にはなるべく触れないようにし、やむを得ず触れる場合は使い捨ての手袋を着用し、作業後の消毒を万全にするよう、お願い致します。

- 腐敗や損壊の進んだものは無理に回収せず、自然に分解を委ねたいと思います。死体もある種の生物にとっては重要な食料ですので、そのまま放置するのが最良の場合も多くあります。
- **油が付着しているものについては、捕食者による二次被害防止のため、深い穴を掘って埋めるなどして下さい。**ただし、死体が大量に漂着していたり、油そのものの浮遊・漂着が見られる場合は、まず地元行政や警察・海上保安庁等への通報を優先し、現場保全に努めてください（【緊急時の判断について】参照）。
- 見つかった油を逐一採取して分析するのが理想的ではありますが、残念ながら、こういった民間調査によってサンプリングされた油を分析する道筋が確立しておらず、私も個人では保管するにも限度があるため、当面の間、各調査員の皆様からの油サンプルの収集は原則として行いません。甚だ不本意ではありますが、熟慮の上の結論としてご理解下さい。
- 個人の調査等でサンプルを保管する方もおられるかと思えます。“分析用のサンプル”と聞くと、死体を丸ごと保存しなければならないような印象を受けますが、実際には「(鳥の場合)油が付着した羽が数枚程度」あれば分析が可能です。念のため、「数枚程度」よりも若干多い程度の量をアルミホイルに包んだ上で冷凍保存（可能であれば業務用冷凍庫）することをお勧めします。採取日や採取地といった基本的な情報は袋に記入すると同時に、紙に鉛筆で書いて袋の中に入れておくこと万全です。ご参考になさって下さい。
- 現在、鳥インフルエンザに係わる対応（死亡野鳥等のウイルス保有調査）については、全ての鳥種が感染リスク毎にいくつかのグループに分けられており、発生状況毎の「対応レベル」と照らし合わせて「死亡1羽から検査」や「10羽から検査」などと判断することとなっています。**海岸調査実施中、もしくは移動中に野鳥の死体を発見した場合**については、下記の表のどの部分に該当するか確認頂き、必要に応じて最寄りの振興局（下記参照）や市町村、警察等へ通報するなど、適宜対応して下さい。

対応レベル	死亡野鳥におけるウイルス保有状況の調査						
	リスク1		リスク2		リスク3		その他の種
レベル1	1羽以上	シジューカラガン, マガン, ヒシクイ, コフハクチョウ, オオハクチョウ, コハクチョウ, オシドリ, キンクロハ	3羽以上	カイツブリ, ハジロカイツブリ, カンムリカイツブリ, マカモ, オカガモ, ホシ	10羽以上	カワウ, サギ科全種, リスク1-2以外のカモ科・カモ科・タカ目・フクロ	10羽以上
レベル2	1羽以上		1羽以上		10羽以上		10羽以上
レベル3	1羽以上		1羽以上		5羽以上		10羽以上
野鳥監視重点	1羽以上		1羽以上		3羽以上		3羽以上

然環境事務所（TEL：0154-32-7500）、あるいは最寄りの自然保護官事務所に速やかに連絡してください。これらの生体を保護（弱っている個体を確認したが保護できない場合も含めて）するなど、緊急時であっても、土日祝祭日は行政機関と連絡が取れないことがあります。この場合は最寄りの警察などにご相談下さい。

【保護が必要と思われる鳥獣の生体を発見した場合】

※鳥インフルエンザウイルス保有状況検査をすべき死体（前ページ参照）を発見した場合含む

以下の各（総合）振興局の保健環境部環境生活課、または各市町村窓口に連絡して指示を仰いで下さい。ただし、土日等休日は対応できない場合が多いと思いますので、あらかじめ緊急時の持ち込み先などを聞いておくとい良いでしょう。

（総合）振興局名	代表電話番号（内線）	直通電話番号
石狩	011-231-4111(34-384)	011-204-5825
渡島	0138-47-9400(2989)	0138-47-9439
檜山	0139-52-6500(2977)	0139-52-6494
後志	0136-23-1300(2977)	0136-23-1354
空知	0126-20-0200(2989)	0126-20-0045
上川	0166-46-5900(2989)	0166-46-5924
留萌	0164-42-8404(2977)	0164-42-8436
宗谷	0162-33-2516(2977)	0162-33-2922
オホーツク	0152-41-0603(2989)	0152-41-0632
胆振	0143-24-9900(2989)	0143-24-9578
日高	0146-22-9030(2977)	0146-22-9254
十勝	0155-26-9005(2989)	0155-26-9031
釧路	0155-43-9100(2989)	0154-43-9155
根室	0153-24-0257(2977)	0153-23-6823

【緊急時の判断について】

緊急通報を含む行政側への連絡等は調査員各自の判断・責任で行って下さい。参考までに、いくつか考えられるケースを以下に挙げておきます。

➤ 海上に油（油膜）や不審な船舶が漂流していた場合

海上保安庁（118番）に連絡し、状況を説明して指示を仰いでください。

➤ 海岸に油や、危険物（含ドラム缶）、不審な船舶等が漂着していた場合

大量の油が漏れだしているなど、緊急性が認められる場合は警察に連絡してください。海上保安庁（118番）でも対応してくれます。風化しているような古いドラム缶等については記録は取っておきますが、特に行政へ連絡する必要はないと考えています。

➤ クジラやイルカの座礁を発見した場合

以下の「北海道いるか・くじら110番」に連絡して下さい。

「北海道いるか・くじら110番」

専用電話：090-1380-2336

メールで報告する場合（写真添付可）：kujira110@gmail.com

参考ホームページ：<http://kujira110.com/>

【調査結果について】

今回の調査について、事前の参加申し込み等は不要です。

実施した場合のみ、下記川崎までデータをお送り下さい。

データ提出の締切は2015年5月末日とさせていただきます。ご協力をお願い致します。

もし、データの提出が遅れる場合はあらかじめご相談下さい。

データは次のいずれかの方法でお送り下さい。諸費用につきましては恐れ入りますが各自ご負担下さい。

「何もいなかった」、「何も漂着していなかった」という情報も非常に重要です。調査を実施された場合は結果の如何に関わらず、必ずご報告下さるようお願い致します。

➤ 郵送

調査図面、野帳をお送り下さい。三つ折りでも構いません。

漂着物の写真がある場合はメールで別送かCDにコピーの上、同封して下さい。

➤ 電子メール

図面と野帳をスキャンし、漂着物の写真とともに電子メールに添付してお送り下さい。図面と野帳をデジカメで撮影し、その画像を送って下さっても構いません。非常にデータ量が多い場合は「宅ファイル便」や「データ便」などの大容量ファイル転送サービスや「Dropbox」などのストレージサービスを使って下さい。

メールを受理した場合、その旨を必ずご連絡致します。送信後、48時間経過しても受理の連絡が無い場合は、こちらに届いていないとお考えいただき、お手数ですが電話等でご確認下さい。

➤ FAX

特に漂着物の確認がなく画像もない場合、図面と野帳をFAXでお送り頂いても構いません。

[送り先・連絡先]

〒099-3452 斜里郡小清水町浜小清水 72-25 川崎康弘

自宅電話（FAX兼）：0152-63-4110 携帯電話：090-3777-6986

電子メール：wryneck123@gmail.com

【調査データの取扱について】

お送り頂いたデータは2017年3月をめぐりに報告書（PDF文書）をまとめ、日本野鳥の会

オホーツク支部のホームページに公開します。

報告書には調査に参加頂いた皆様のご氏名を記させていただきます（連絡先等は掲載致しません）。ご都合が悪い方はその旨、あらかじめご連絡下さい。

調査データは必要に応じて様々な調査研究に活用して頂くよう適宜ご提供して参りたいと考えております。調査データの取扱いにつきましてはご一任下さるよう、あらかじめご了承下さい。

【その他】

調査等、一連の活動については各自の責任で行い、事故等のないようくれぐれもご注意下さい。万が一、事故等があっても一切責任は負えませんのでご了承下さい。

説明が不十分な点多々あるかと思えます。ご不明の点がありましたら、川崎までお気軽にお訊ね下さい。